

第1回

「やまぐち森林づくり推進協議会」

資 料

平成17年6月14日

目 次

I やまぐち森林づくり推進協議会委員名簿	・・・・・・・・	1
II やまぐち森林づくり推進協議会について	・・・・・・・・	2
III やまぐち森林づくり県民税関連事業について	・・・・・・・・	4
IV 「やまぐち森林づくりの日」について（案）	・・・・・・・・	12

I やまぐち森林づくり推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
学 識 経 験 者	藤 井 大 司 郎	山口大学 経済学部 教授
経 済 団 体	山 中 直 之	山口県経営者協会 専務理事
	中 谷 実	山口県中小企業団体中央会 理事
消 費 者 団 体	中 山 光 江	山口県消費者団体連絡協議会 幹事
	山 本 和 子	山口県地域消費者団体連絡協議会 会長
公 募 委 員	近 藤 紀 子	NPO法人学生耕作隊 理事長
	沼 田 登	建築設計事務所 取締役
森 林 ・ 林 業 関 係	木 村 誠	山口県林業研究グループ連絡協議会 会長
	藤 井 キ ク エ	山口県農山漁村女性連携会議 会長
	園 田 秀 則	NPO法人やまぐち里山人ネットワーク 理事長
市 町 村 関 係 者	上 野 省 一	山口市 経済部長

(順不同、敬称略)

Ⅱ やまぐち森林づくり推進協議会について

1 協議会設置の経緯

(1) 山口県の森林の現状

- ① 県土の約7割が森林（全国平均を上回る林野率）、その約8割が私有林（国有林の面積：全国で3番目に少ない 竹林面積：全国4位）
- ② 森林に対する県民の期待は、多様化・高度化（県土の保全や水源のかん養だけでなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など）
- ③ 荒廃した森林の増加（農山村の過疎化、担い手の減少・高齢化や林業採算性の悪化等 → 20年以上手入れされていない人工林が18%） → 県民の快適な生活環境の維持が懸念



森林所有者による林業生産活動を通じた森林整備では、全ての森林を適切に管理することは困難な状況

(2) 「やまぐち森林づくりビジョン」の策定

- ① 「やまぐち森林づくり検討委員会」を設置（H15年5月）
- ② 「やまぐち森林づくりビジョン」を策定・公表（H16年3月）
基本理念：「未来へ引き継ぐ、みんなで育む豊かな森林」



県民全体で支える森林整備の推進が喫緊の課題 → 新たな財源の確保が必要

(3) 森林整備の新たな財源の検討

- ① 「財源検討委員会」を設置、森林整備のための新たな財源を検討（H16年4月）
- ② 県民全体で支える森林整備や新たな財源の確保の必要性について普及啓発



財源検討委員会報告 → 税導入の提言（県民税均等割上乘せ方式）

(4) 県の税導入案の策定・公表

- ① 県の税導入案の策定（H16年12月）
- ② 県民説明会、シンポジウムの開催、パブリックコメントの実施等（H17年1～2月）



税導入案の県民への周知・意見の募集 → 税の仕組・使途に県民意見を反映

(5) 「やまぐち森林づくり県民税」の創設・導入

- ① 「やまぐち森林づくり県民税」の創設・導入（H17年4月）
- ② 税関連事業の実施
幅広い県民の声を反映 → 協議の場の設置（やまぐち森林づくり推進協議会の設置）

◆ 税の概要

項 目		内 容	
納 税 義 務 者	個 人	県内に住所を有する者等	【県民税均等割の納税義務者と同じ】
	法 人	県内に事務所等を有する法人等	
税 率	個 人	年額：500円	
	法 人	年額：1,000円～40,000円（現行均等割の税率の5%相当額）	
税 収 規 模		平年度 約3.8億円（初年度2億96百万円）	
使 途		<ul style="list-style-type: none"> ・健全で多様な森林づくりの推進 ・県民との協働による森林づくりの推進 ・適切な森林整備につながる森林資源の利用促進 	
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間は5年間 （税導入効果を検証した上で、必要に応じて見直しを検討する。） ・税込及び使途を明確に区分する。 ・税込で実施した事業の成果を毎年度公表する。 	

2 やまぐち森林づくり推進協議会の概要

(1) 協議会の設置目的

- 森林づくり県民税は、県民の皆さまに新たな負担をお願いして森林の整備を推進することから、事業の推進に当たっては、県民意見を反映し、理解を得ながら実施することが必要である。
- このため、県民の皆様から幅広い御意見・御提言を得る場として県民各界各層から構成される協議会を設置する。

(2) 協議会の内容

- ① 荒廃森林の整備方針について
- ② 各年度の事業計画・実績について
- ③ 県民への周知方策について
- ④ 事業効果について
- ⑤ その他事業の推進に必要な事項

3 今後の開催スケジュール

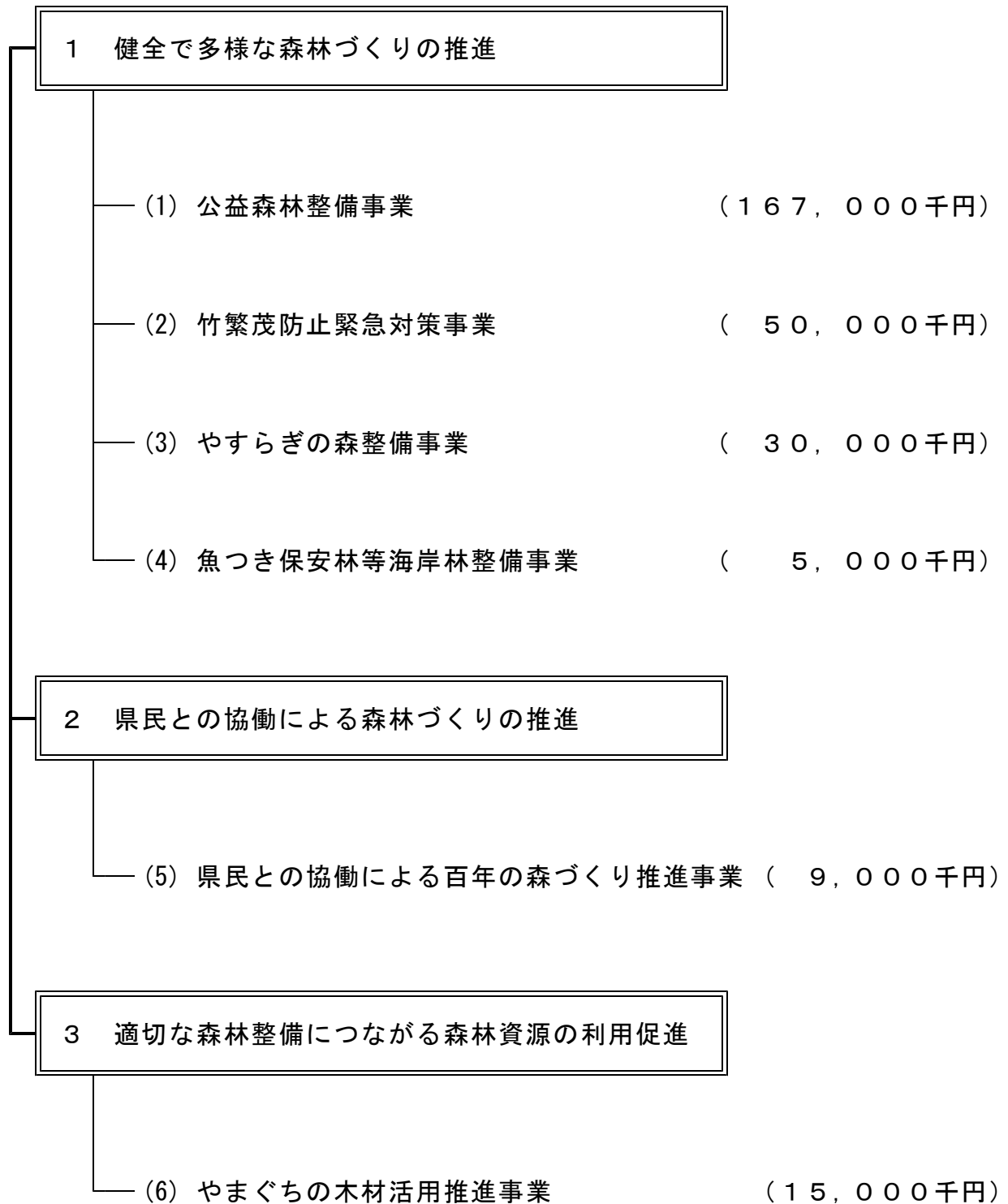
(1) 平成17年度

時期	推 進 協 議 会		H 17 事 業	
	開 催 数	主 な 協 議 事 項	健 全 で 多 様 な 森 林 づ く り	普 及 啓 発 等
6月	○ 第1回	○事業概要・森林づくりの日等	○実施箇所調査	
7月	○ 第2回	○H17事業計画等	↓ ○実施箇所選定	
8月			○協定締結開始	○木製品の作成
9月			○事業着手	○木製品の配付開始
11月	○ 第3回	○H17事業実施状況調査等	↓	↓
3月	○ 第4回	○H18事業計画等	○事業完了	○事業完了

(2) 平成18年度以降

開催回数：2回（7月頃（前年度事業実績）、3月頃（次年度事業計画））

Ⅲ やまぐち森林づくり県民税関連事業について



健全で多様な森林づくりの推進

【公益森林整備事業】

1 主 旨

森林の荒廃が深刻化する中、安全で快適な県民生活を守るため、水源のかん養や県土保全などの多面的機能の早期の回復が必要な荒廃した森林を対象に、強度の間伐を実施し、針葉樹・広葉樹の混じり合った混交林への転換を図る。

2 対象森林の要件

水土保持林で、次の要件を全て満たす森林

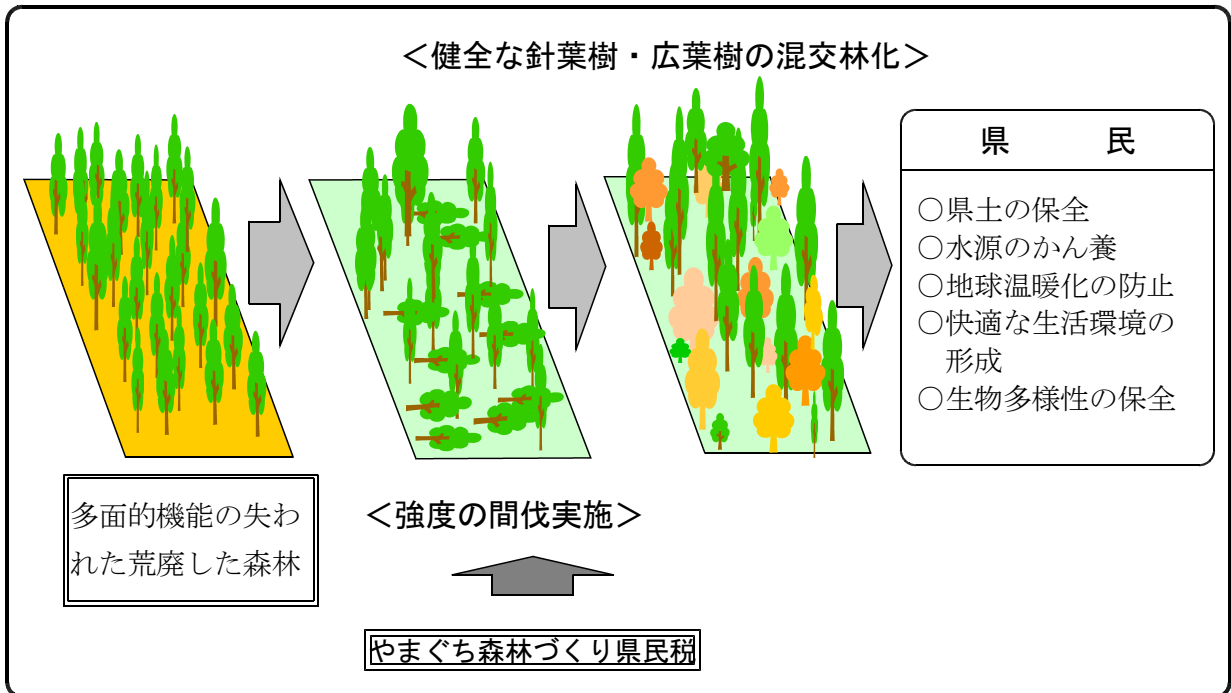
- ・ 私有林の普通林
- ・ 36年生以上のスギ・ヒノキ人工林
- ・ ダム上流、河川の源流域の森林
- ・ 将来的に伐採収入が期待できない森林
- ・ 20年以上放置されるなど機能の低下した森林

3 事業の内容等

事 業 内 容	実施主体	H17事業費	補助率等
強度間伐40%以上、表土流出防止施設	森林所有者等	167,000千円	10/10

4 事業量 330 ha (H17～21年：2,500 ha)

5 事業展開イメージ



【竹繁茂防止緊急対策事業】

1 主 旨

竹の繁茂拡大により森林の持つ多面的機能が低下する中、早急に水源かん養機能等を回復させる必要がある竹林等を対象に、竹の伐採と継続的な管理を行うことにより、広葉樹林等への転換を図る。

2 対象森林の要件

水土保持林で、次の要件を全て満たす竹林、これに隣接する竹林

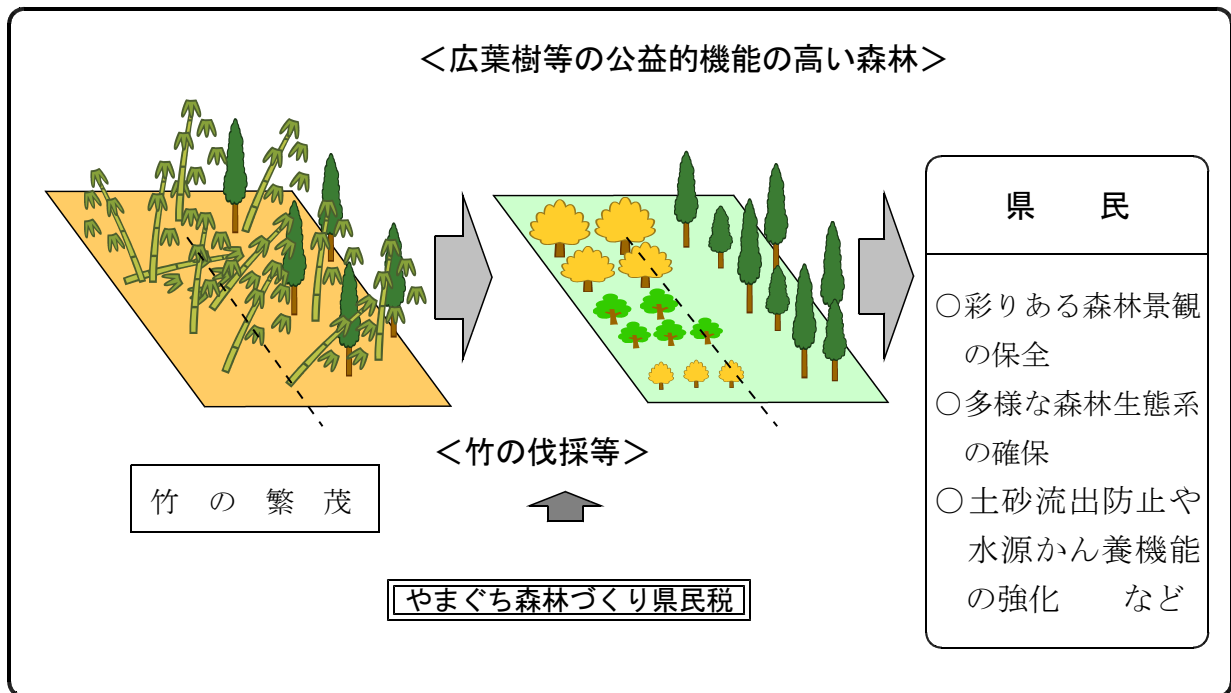
- ・私有林
- ・ダム、身近な生活の場等
- ・竹の侵入率30%以上の森林

3 事業の内容等

事業内容	実施主体	H17事業費	負担区分
繁茂竹林の伐採、再生竹の伐採等	県	50,000	10/10

4 事業量 130ha (H17～21年：300ha)

5 事業展開イメージ



【やすらぎの森整備事業】

1 主 旨

森林レクリエーションや環境教育の場の提供など多様化・高度化する県民の森林に対する期待に応え、広く県民が森林とふれあう機会を創出するため、憩いの場や安らぎを与えてくれる生活に身近な森林の整備等を実施する。

2 対象森林の要件

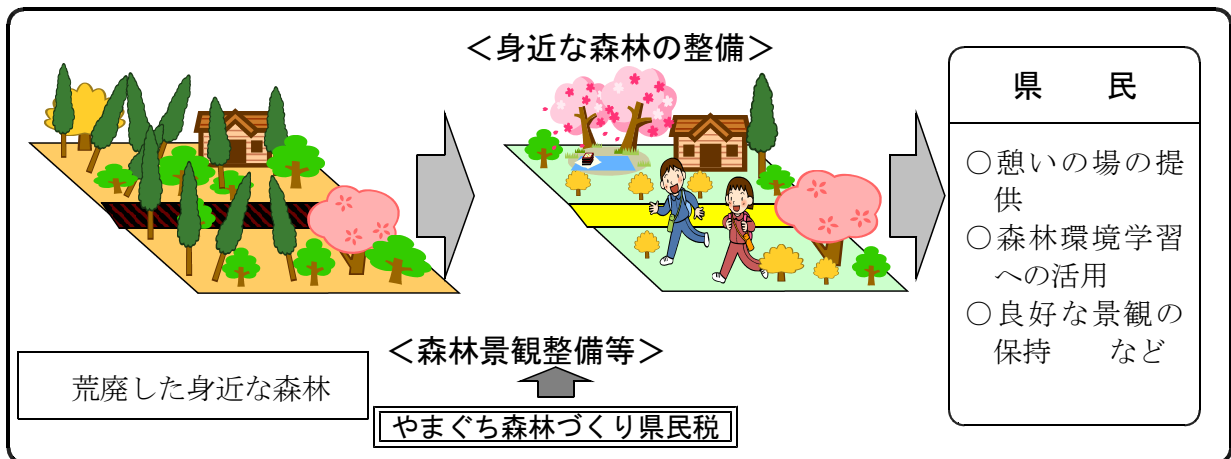
県民の憩いの場を提供する森林

3 事業の内容等

事業内容	実施主体	H17事業費	負担区分
○森林景観整備、林内歩道等の整備	県	30,000	10/10

4 事業量 3箇所（H17～21年：15箇所）

5 事業展開イメージ



【魚つき保安林等海岸林整備事業】

1 主 旨

三方を海に囲まれ、美しい海岸線を有する本県において、身近な生活環境の保全と良好な景観を保持するため、荒廃が著しい魚つき保安林等の海岸林を地域住民と連携を図りながら健全な森林へと再生する。

2 対象森林の要件

松くい虫や台風被害等自然災害により被害を受け、緊急に整備を要する保安林
・魚つき保安林等海岸林

3 事業の内容等

事業内容	実施主体	H17事業費	負担区分
林内整理、植栽、防風垣等設置	県	5,000	10/10

4 事業量 2ha（H17～21年：10ha）

森林整備ハード４事業の概要

区 分	公益森林整備事業	竹繁茂防止緊急 対 策 事 業	やすらぎの森 整 備 事 業	魚つき保安林等 海岸林整備事業
目 的	長期間放置された荒廃森林を強度に間伐し、針葉樹・広葉樹が入り混じった混交林に転換し、森林のもつ多面的機能を発揮	繁茂した放置竹林を緊急的に伐採・管理により、森林のもつ多面的機能を発揮	生活に身近な森林の整備により、県民が森林とふれあう機会を創出	荒廃が著しい魚つき保安林等の海岸林の整備により、保安林機能の再生
対象森林 の 要 件 (案)	○水土保全林で、次の要件を全て満たす森林 ・私有林の普通林 ・36年生以上のスギ・ヒノキ人工林 ・ダム上流域、河川流域 ・将来的に伐採収入が期待できない ・20年以上放置される等機能の低下	○水土保全林で、次の要件を全て満たす竹林、これに隣接する竹林 ・私有林 ・ダム、身近な生活の場等 ・竹の侵入率30%以上の森林	○県民の憩いの場を提供する森林 ・生活環境保全林等	○松くい虫や台風被害等自然災害により被害を受け、緊急に整備を要する保安林 ・魚つき保安林等海岸林
事業内容	・強度間伐40%以上 ・表土流出防止施設	・繁茂竹林の伐採等 ・再生竹の伐採等	・森林景観整備 ・休憩施設等整備 ・林内歩道等整備	・林内整理 ・植栽 ・防風垣等設置
H 17 予 算 額	167,000千円	50,000千円	30,000千円	5,000千円
事 業 量 (H17)	2,500ha (330ha)	300ha (130ha)	15箇所 (3箇所)	10ha (2ha)
補助率等	10/10	10/10	10/10	10/10
実施主体	森林所有者(補助)	県(委託)	県(請負)	県(請負)
事業実施 後の維持 管 理 等	3者協定締結 (県、所有者、市町村) ・20年間の皆伐禁止等	3者協定締結 (県、所有者、市町村) ・9年間転用禁止等	2者協定締結 (県、市町村) ・整備した施設等の市町村への無償譲渡 ・市町村の維持管理	3者協定締結 (県、所有者、市町村) ・所有者等により20年間維持管理

県民との協働による森林づくりの推進

【県民との協働による百年の森づくり推進事業】

1 事業の目的

広く県民に森林の働きや整備の必要性、県民税を活用した取組等について普及啓発を図り、県民との協働による森林づくりを促進する。

2 事業の内容

(1) 「やまぐち森林づくりの日」の制定による森林づくりの推進（案）

県民との協働による森林づくりを推進するため、県民が森林の豊かな恵みに感謝し、森林に親しみ、自らが行動を起こす日として制定し、県民との協働による森林づくりをテーマとした、県民が参加しやすい普及啓発事業を「やまぐち森林づくりの日」を中心に展開する。

① 中央イベント「豊かな森林づくりフォーラム」の開催

（「森林づくりの日」に県内1か所で開催）

- 開催規模：3百人程度
- 開催内容：式典
フォーラム
付帯行事

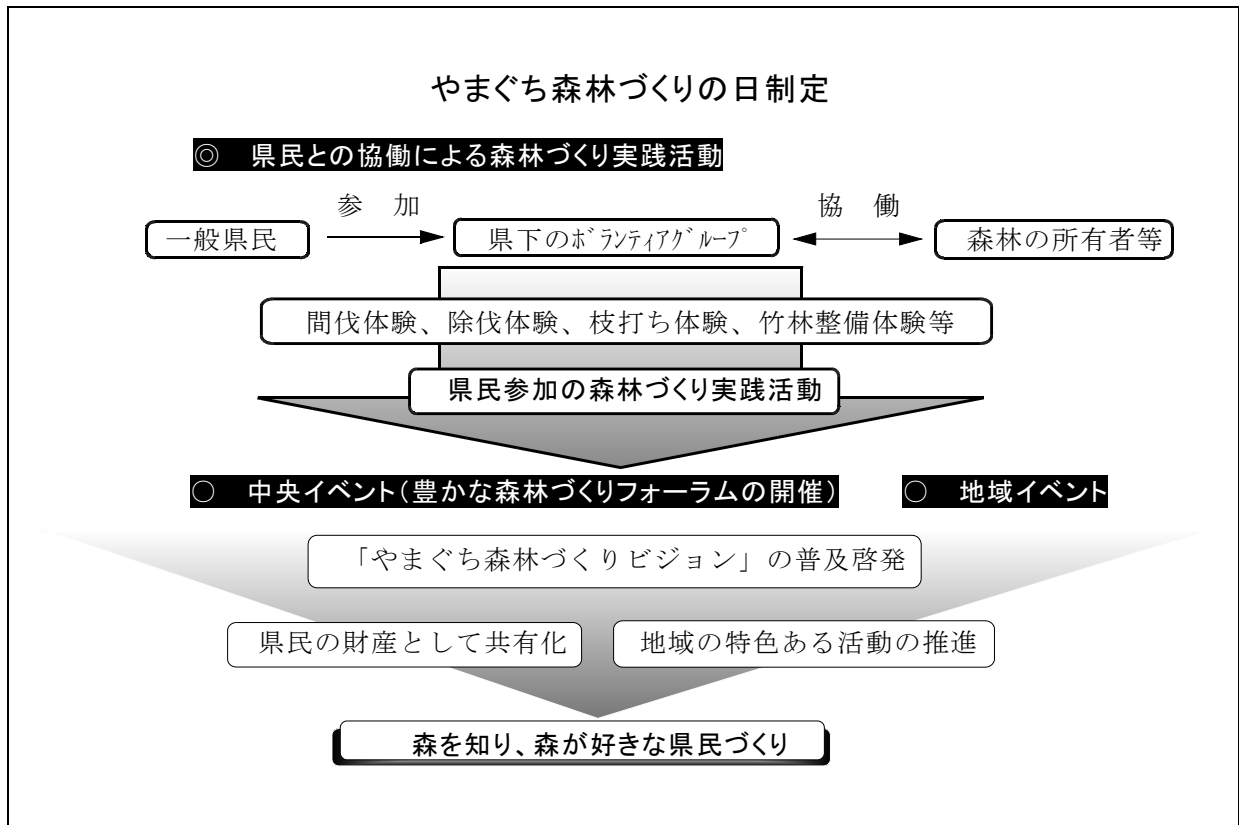
② 地域イベントの開催（「森林づくり週間」を中心に県下各地で実施）

- 開催方法：森林所有者・NPO法人・森林ボランティア等の森林林業団体や野鳥観察、登山等、森林をフィールドとした団体との連携を図り実施
- 開催内容：森林整備体験活動や森林とのふれあい活動

(2) やまぐち森林づくりビジョンの普及啓発

森林が持つ多面的な機能や森林整備の必要性、「やまぐち森林づくり県民税」を活用した新たな取組等について広く県民に紹介し理解を得るため、ホームページの開設やポスター、パンフレット等を作成し普及啓発活動をおこなう。

3 事業展開イメージ



4 予 算 額 9, 0 0 0 千円

適切な森林整備につながる森林資源の利用促進

【やまぐちの木材活用推進事業】

1 事業の目的

市町村等の公共施設など多くの県民が利用する公共性の高い施設を対象に、間伐材等県産木材を活用したベンチ、テーブルなどの木製品を設置し、温かみと潤いのある快適な空間を県民に提供するとともに、県産木材を利活用することの意義について、理解を深め、県産木材の一層の利用拡大を図り、もって安全で快適な県民の暮らしを守るための森林の整備を進める。

2 木製品配布

多くの県民に普及啓発するため、全市町村に配布

3 設置箇所及び木製品の種類

(1) 設置箇所

- ① 公共性の高い施設
- ② 多くの県民が利用可能な施設
- ③ 適正な維持管理のため原則として屋内に設置

(2) 木製品の種類

- ① テーブル椅子セット
- ② ベンチ
- ③ 傘立て
- ④ プランタボックス
- ⑤ その他（市町村において特別な要望があるもの）

4 実施方法（案）

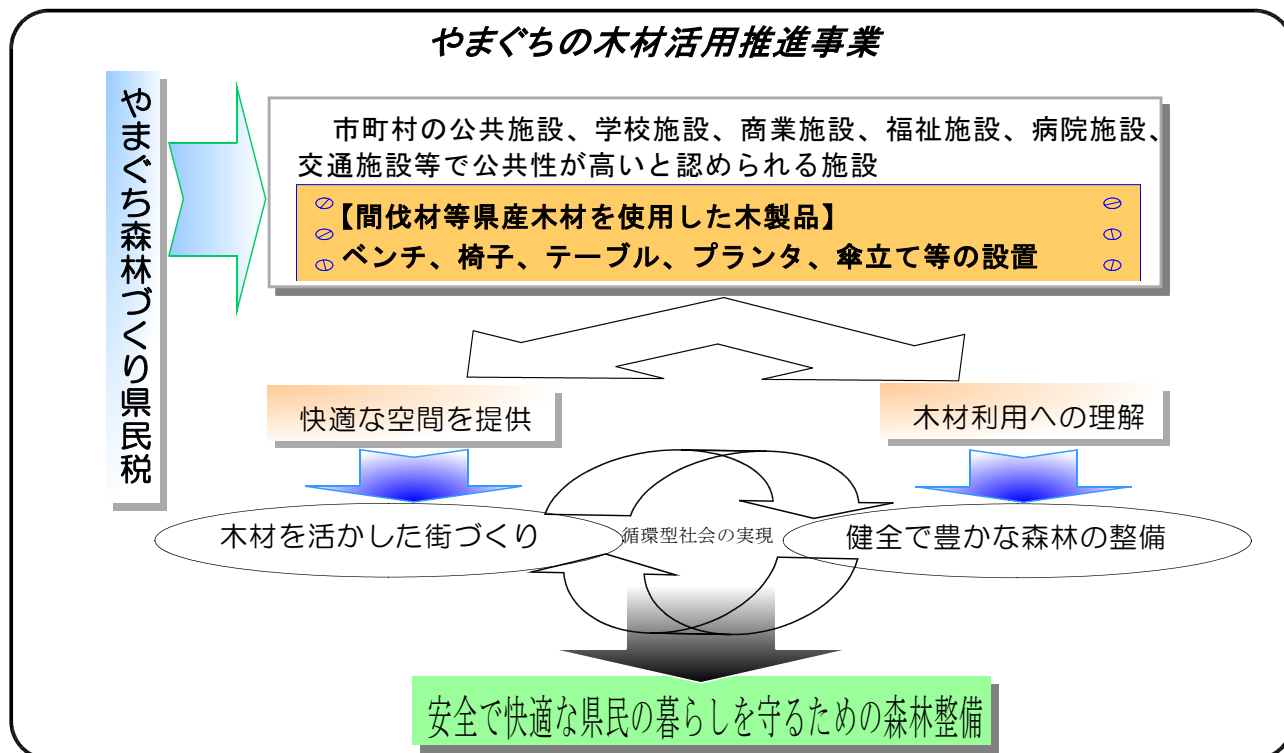
(1) デザイン集の作成

- ・ 物品調達等審査会で選考した業者から木製品のデザインを募集
- ・ 応募作品から、デザイン集に掲載する優れた木製品を審査により選定

(2) 要望調査の実施

デザイン集により市町村の要望を調査し、木製品の設置箇所・種類・数量等を決定

5 事業展開イメージ



6 予算額

15,000千円

IV 「やまぐち森林づくりの日」について（案）

1 制定の趣旨

広く県民に対し、森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性を普及啓発し、県民との協働による森林づくりを推進するため、森林に親しみ、自らが森林づくりの行動を起こす契機となる日として「やまぐち森林づくりの日」を制定する。

2 制定する日

◆ 10月の最終日曜日

3 10月の最終日曜日とする理由

- 県民が森林に対して関心の高い時期
 - 様々な形で、森林に興味を抱き、関わりを持ち、森林に入ることが可能な時期
(紅葉・黄葉の時期、栗・柿等果実の成熟時期、松茸等キノコの収穫時期 等)
- 森林の整備を行う適期
 - 様々な森林・林業体験活動を行うことが可能な時期
 - 〔 人工林の除伐・間伐を行う時期、針葉樹の枝打ちを行う時期、広葉樹を植栽する時期 等 〕
- 多くの県民が参加しやすい「日曜日」
- 木を植えること（春）から、植えた木の手入れを行う（秋）ことへ森林の整備が転換することを象徴する時期
 - 〔 今迄 → 荒廃森林の再生を目的とした植樹が中心の森林整備
今後 → 森林の機能の高度発揮を図る間伐が中心の森林整備 〕
- 他の県域レベルの大きな行事と重複しない日

4 「やまぐち森林づくり週間」の併設

より多くの県民が、身近で気軽に幅広く参加・理解・体験活動等ができるよう「やまぐち森林づくりの日」を含む「やまぐち森林づくり週間」を設定し、県下の森林・林業関係団体等と連携を図り、広範な森林づくり活動やこれにつながる活動を展開する。

◆ 10月の最終1週間 [10月25日～10月31日]